

改正 平成一八年 三月二三日条例第一三号

(設置)

第一条 本市の環境保全に関する事項を調査及び審議するため、佐倉市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査及び審議する。

- 一 環境保全対策の樹立及び推進に関すること。
- 二 環境保全対策についての調査及び研究に関すること。
- 三 その他環境保全対策に必要な事項

(組織)

第三条 審議会は、委員十二人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 公募による市民 四人
- 二 識見を有する者 六人
- 三 各種団体の代表 二人

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第七条 審議会において必要と認めるときは、市職員その他関係者に対し出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、環境保全主管課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年五月一日から施行する。

(佐倉市公害対策審議会条例の廃止)

2 佐倉市公害対策審議会条例（昭和四十七年佐倉市条例第十二号）は、廃止する。

(佐倉市公害防止条例の一部改正)

3 佐倉市公害防止条例（昭和四十七年佐倉市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項前段中「佐倉市公害対策審議会」を「佐倉市環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

附 則（平成一八年三月二三日条例第一三号）

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。